

大分県報

平成二十八年
号外（六五）
四月一日

（金曜日）

目次

規則	1
大分県事務委任規則の一部改正	1
訓令 甲	3
大分県事務決裁規程の一部改正	3
委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正	6

○規則

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第七十三号

大分県事務委任規則の一部を改正する規則

大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。
第三条第二号中、「変更及び解除」を削り、同号の表に注として次のように加える。

注1 契約等の解除は、この表の委任の区分の例による。

2 契約等の変更は、この表の委任の区分の例により、契約金額の減額を伴うときは変更前の金額に対応した委任の区分、契約金額の増額を伴うときは変更後の金額に対応した委任の区分とする。

第三条第七号中「範囲内の」の下に「委託の実施及び」を加え、同号の表を次のように改める。

区	分
実施の決定（工事に関する試験・研	金額（一件の設計金額）

委託料	実施の決定（その他）	二千万円未満	
	究・調査・測量・設計及び換地に係るもの）	一千万円未満	
工事請負費	起工の決定	振興局長	一億円未満
		振興局長以外 のかい長	八千万円未満
	予定価格及び最低制限価格の決定並びに指名競争入札参加者の指名	振興局長	一億円未満
		振興局長以外 のかい長	八千万円未満

注1 契約等の解除は、この表の委任の区分の例による。

2 契約等の変更は、この表の委任の区分の例により、契約金額の減額を伴うときは変更前の金額に対応した委任の区分、契約金額の増額を伴うときは変更後の金額に対応した委任の区分とする。

第三条第八号の表に注として次のように加える。

注1 契約等の解除は、この表の委任の区分の例による。

2 契約等の変更は、この表の委任の区分の例により、契約金額の減額を伴うときは変更前の金額に対応した委任の区分、契約金額の増額を伴うときは変更後の金額に対応した委任の区分とする。

第七条中「行ない」を「行い」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

別表第一の五の項第三号、第六号から第八号まで及び第十号中「行なう」を「行う」に改める。

別表第二の二の二の項第十号中「あて」を「宛て」に改め、同表の四の項中第五十六号を削り、第五十七号を第五十六号とし、第五十八号から第七十七号までを一号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を百七号とし、第一百十号から第一百十二号までを二号ずつ繰り上げ、同表の五の項第一号及び六の項第五号中「行なう」を「行う」に改める。

別表第二の二の二の項第三号中「あて」を「宛て」に改める。

別表第三の振興局長の長の部中十九の項を削り、二十の項を十九の項とし、二十一の項から二十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同部の二十九の項第二号中「農業会議」を「農業委員会ネットワーク機構」に改め、同部中同項を二十八の項とし、三十の項から四十の項までを

一項ずつ繰り上げる。

別表第三の保健所の長の部の一の款の八の項中「関する事務」の下に「(動物用医薬品等に係るものを除く。)」を、「〔施行令〕」の下に「〔医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)を「施行規則」〕を加え、同項第二号中「事項」の下に「(施行規則第十六条の二第一項第四号に掲げる事項を除く。)」を加え、同款の九の項第二十一号中「行なう」を「行う」に改め、同款の十六の項中第七十三号を第八十二号とし、第七十二号を第八十一号とし、同項第七十一号中「(法第七十一条において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第八十号とし、同項第七十号中「(法第七十一条において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第七十九号とし、同項第六十九号中「基づき、法」の下に「第二十六条の三第一項及び第三項、第二十六条の四第一項及び第三項、」を加え、「及び法」を「並びに」に改め、同項中同号を第七十八号とし、第五十五号から第六十八号までを九号ずつ繰り下げ、第五十四号を第六十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十二 法第四十四条の七第一項の規定に基づき、法第十五条第三項第三号に掲げる者又はその保護者に対し、検体を提出し、又は当該職員による検体の採取に応じるべきことを勧告すること。

六十三 法第四十四条の七第三項の規定に基づき、当該職員に検体を採取させること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の十六の項中第五十三号を第六十号とし、第三十五号から第五十二号までを七号ずつ繰り下げ、第三十四号を第三十七号とし、同号の次に次の四号を加える。

三十八 法第二十六条の三第一項(法第七条第一項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、法第十五条第三項第七号又は第十号に掲げる者に対し、検体又は感染症の病原体を提出すべきことを命ずること。

三十九 法第二十六条の三第三項(法第七条第一項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、検体又は感染症の病原体を無償で収去させること。

四十 法第二十六条の四第一項(法第七条第一項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、法第十五条第三項第四号に掲げる者に対し、検体を提出し、又は当該職員による検体採取に応ずべきことを命ずること。

四十一 法第二十六条の四第三項(法第七条第一項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、当該職員に検体を採取させること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の十六の項中第三十三号を第三十六号とし、第九号から第三十二号までを三号ずつ繰り下げ、第七号及び第八号を削り、第六号を第十一号とし、

第五号を第十号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の四号を加える。

六 法第十六条の三第一項(法第七条第一項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、法第十五条第三項第一号に掲げる者又はその保護者に対し、検体を提出し、又は当該職員による検体の採取に応じるべきことを勧告すること。

七 法第十六条の三第三項の規定に基づき、当該職員に検体を採取させること。

八 法第十六条の三第五項(法第七条第一項、第二十三号、第四十五条第三項及び第四十九号において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は検体の採取の措置を実施する理由等を書面により通知すること。

九 法第十六条の三第六項(法第七条第一項、第二十三号、第四十五条第三項及び第四十九号において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、検体の提出若しくは採取の勧告をし、又は検体の採取の措置の後、相当の期間内に理由等を書面により通知すること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の十六の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第十五条第三項(法第七条第一項において準用する場合を含む。)(の規定に基づき、同項各号に掲げる者又はその保護者に対して、検体若しくは感染症の病原体を提出し、又は当該職員による検体の採取に応じるべきことを求めること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十の項第一号を同項第四号とし、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 法第六条第一項又は第三項の規定に基づき、表示事項が表示されていない食品を販売し、又は遵守事項を遵守しない食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること(同条第一項の規定による指示については、令第七条第一項第一号の規定により知事が行うこととされているものに限る。)(。

二 法第六条第五項の規定に基づき、同条第一項又は第三項の規定による指示に係る措置をとらなかつた者に対し、指示に係る措置をとるべきことを命ずること(令第七条第一項第二号の規定により知事が行うこととされている事務に限る。)(。

三 法第六条第八項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずること。

別表第三の保健所の長の部の一の款の二十の項に次の二号を加える。

五 法第十二条第一項又は第二項の規定に基づき、販売の用に供する食品に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されると認めると認める旨の申出を受け付けること(同条第一項の規定による申出の受付については、令第七条第一項第七号の規定により

知事が行うこととされている事務に限る。）。
六 法第十二条第三項の規定に基づき、同条第一項又は第二項の規定に基づく申出があつた場合に、必要な調査を行うこと（令第七条第一項第七号の規定により知事が行うこととされている事務に限る。）。
別表第三のこども・女性相談支援センター長の部の三の款の一の項第二十四号及び中津児
童相談所長の部の一の項第六号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。
別表第三の家畜保健衛生所の長の部に次のように加える。

五 医薬品、医療機器等
の品質、有効性及び安
全性の確保等に関する
法律（以下この項中
「法」という。）に関
する事務

一 法第三十八条第一項において準用する法第十条の規定に
基づき、動物用医薬品店舗販売業者から店舗の管理者又は
店舗の名称その他農林水産省令で定める事項の変更の届出
を受理すること。
二 法第三十八条第二項において準用する法第十条第一項の
規定に基づき、動物用医薬品卸売販売業者から営業所の管
理者その他農林水産省令で定める事項の変更の届出を受理
すること。
三 法第四十条第一項及び第二項において準用する法第十条
第一項の規定に基づき、動物用高度管理医療機器等又は動
物用管理医療機器の販売業者又は貸与業者から営業所の管
理者その他農林水産省令で定める事項の変更の届出を受理
すること。

別表第三の土木事務所の長の部の四の項第一号、第二号及び第四号中「行なう」を「行
う」に改め、同部の十八の項第一号中「第六条の二第十項」を「第六条の二第五項」に改
め、同項第二号中「第六条の二第十一項」を「第六条の二第六項」に改め、同項第三号中
「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

○訓 令 甲

大分県訓令甲第十号

本 庁
地 方 機 関

大分県事務決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正す
る。
平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞
第二条第十号中「産業廃棄物対策監」を「防災危機対策監」に改め、「販路対策監」の下
に「雇用労働政策監」を、「構造改革企画監」の下に「農地活用推進監」を加え、「及
びポर्टセールス推進監」を、「ポर्टセールス推進監、景観・まちづくり推進監及び施設
整備推進監」に改める。

別表第一の一の表の一の項の知事の欄第二号中「行なう」を「行う」に改め、同欄第十六
号中「通知する」の下に「こと」を加え、同項の部長の欄第一号及び課長、所長及び室長の
欄第九号並びに三の項中「行なう」を「行う」に改め、同表の五の項の課長、所長及び室長
の欄第七号中「第十六条」を「第十六条第一項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改
め、同欄第八号中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同表の七の項の課長、所長
及び室長の欄第二十一号中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同欄第二十二号
中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改
め、同欄第二十三号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同表の
十二の項の課長、所長及び室長の欄中第三十八号を削り、第三十九号を第三十八号とし、第
四十号から第五十号までを一号ずつ繰り上げ、同表の四十三の項の知事の欄第一号中「異議
の申立て、審査請求、再審査請求、」を削り、同項の部長の欄第一号中「異議申立て、審査
請求、再審査請求、」を削り、同項の課長、所長及び室長の欄第十七号中「都市計画課」を
「都市・まちづくり推進課」に改め、同項を同表の四十四の項とし、同表の四十二の項の班
総括の欄第一号中「在庫品」を削り、同表中同項を四十三の項とし、三十七の項から四十
一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の三十六の項の部長の欄中第三号を削り、第四号を第
三号とし、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十
五号とし、第十八号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、第二十二号
を第十九号とし、同項の課長の欄中第九十九号を第百号とし、第五号から第九十八号までを
一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 規則第十二条第二項の規定に基づき、契約者と協議し、契約の変更（金額の変更を伴
わないものに限る。）又は履行の一時中止をすること。

別表第一の一の表中三十六の項を三十七の項とし、三十五の項を三十六の項とし、三十四
の項を三十五の項とし、同表の三十三の項の班総括の欄第一号中「あて」を「宛て」に改
め、同表中同項を三十四の項とし、三十二の項を三十三の項とし、三十一の項を三十二の項

平成二十八年四月一日

大分県報号外（規則・訓令甲）

とし、同表の三十の項の知事の欄第一号中「行なつた」を「行つた」に改め、同表中同項を三十一の項とし、二十三の項から二十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の二十二の項の部長の欄第二号及び課長、所長及び室長の欄第九号中「第二十三條の三」を「第二十三條の四」に改め、同表中同項を二十三の項とし、二十一の項を二十二の項とし、同表の二十の項中「行なう」を「行う」に改め、同表中同項を二十一の項とし、十九の項を二十の項とし、十八の項を十九の項とし、同表の十七の項の知事の欄第一号中「第八号」を「第十二号」に改め、同項の課長、所長及び室長の欄第三号を第十三号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の九号を加える。

四 法第十二條第一項の規定に基づき、地域再生協議会を組織すること。

五 法第十二條第七項の規定に基づき、地域再生協議会を組織した旨の公表をすること。

六 法第十七條の二第三項の規定に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定をすること。

七 法第十七條の二第五項において準用する同条第三項の規定に基づき、認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定をすること。

八 法第十七條の二第六項の規定に基づき、認定を受けた地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を取り消すこと。

九 法第十七條の七第五項又は第六項の規定に基づき、地域再生土地利用計画の同意をすること。

十 法第十九條第一項から第四項までの規定に基づき、地域再生推進法人の指定に関する事務を行うこと。

十一 法第二十二條第一項から第四項までの規定に基づき、地域再生推進法人に対する監督等を行うこと。

十二 法第二十三條に基づき、地域再生推進法人に対し情報の提供等を行うこと。

別表第一の一の表の十七の項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 法第六條の二第二項に基づき、法別表上欄に掲げる都市再生整備計画等を提出すること。

別表第一の一の表中十七の項の課長、所長及び室長の欄に次の一号を加える。

十四 法第三十四條に基づき、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めること。

別表第一の一の表中十七の項を十八の項とし、十六の項を十七の項とし、十五の項を十六の項とし、同表の十四の項の部長の欄第二号中「行なわぬ」を「行わない」に、「行なう」を「行う」に改め、同欄第六号中「第三十八條の二第四項」を「第三十八條の二第五

項」に改め、同欄第七号及び課長、所長及び室長の欄第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項を同表の十五の項とし、同表の十三の項の部長の欄第二十号中「行なう」を「行う」に改め、同項の課長、所長及び室長の欄第二号中「行なう」を「行う」に改め、同欄第六号中「行なわぬ」を「行わない」に、「行なう」を「行う」に改め、同欄第九号中「すべて」を「全て」に改め、同欄第十六号中「行なう」を「行う」に改め、同表中同項を同表の十四の項とし、十二の項の次に次のように加える。

十三 審査請求の審査に関する事務 この項中 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）を「法」という。	一 法第二十五條第二項及び第三項並びに第二十六條（法第六十六條第一項の規定により法第二十五條第三項及び第二十六條を準用する場合を含む。）の規定に基づき、重要な審査請求に係る執行停止をし、又はそれを取り消すこと。	一 法第二十五條第二項及び第三項並びに第二十六條（法第六十六條第一項の規定により法第二十五條第三項及び第二十六條を準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査請求に係る執行停止をし、又はそれを取り消すこと。	一 法第九條第一項（法第六十六條第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、審理員を指名すること。	一 法第二十三條（法第六十六條第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査請求書の補正を命じること。
--	---	--	---	--

二 法第四十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項、第四十七條並びに第四十九條第二項及び第三項の規定に基づき、重要な審査請求	二 法第四十五條第二項及び第三項、第四十六條第一項、第四十七條並びに第四十九條第二項及び第三項の規定に基づき、審査請求	二 法第十五條第六項（法第六十六條第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査請求人の地位の承継を許可すること。	二 法第五十三條の規定に基づき、証拠書類等を返還すること。
--	---	--	-------------------------------

四 法第四十五	三 法第四十三條第一項の規定に基づき、大分県行政不服審査会に諮問すること。	四 法第四十五	
---------	---------------------------------------	---------	--

査請求の裁決を行うこと。
三 法第六十四条第二項から第四項まで並びに第六十五条第一項及び第二項の規定に基づき、重要な再審査請求の裁決を行うこと。

の裁決を行うこと。
三 法第六十四条第二項から第四項まで並びに第六十五条第一項及び第二項の規定に基づき、再審査請求の裁決を行うこと。

条第一項及び第四十九条第一項の規定に基づき、審査請求の却下裁決を行うこと。
五 法第六十四条第一項の規定に基づき、再審査請求の却下裁決を行うこと。

八 法第八十一条第三項において準用する
七 法第八十一条第三項において準用する
法第七十六条の規定に基づき、大分県行政不服審査会に主張書面等を提出すること。

法第七十八条第二項の規定に基づき、閲覧等に係る意見を述べること。

別表第一の二の表の一の項の班総括の欄第十号中「あて」を「宛て」に改める。
別表第一の三の表の注2中「変更及び」を削り、同表の注中6を7とし、3から5までを4から6までとし、2の次に次のように加える。

3 契約等の変更は、この表の決裁区分の例により、契約金額の減額を伴うときは変更前の金額に対応した決裁権者の、契約金額の増額を伴うときは変更後の金額に対応した決裁権者の決裁とする。

別表第一の五の表の委託料の部に次のように加える。

実施の決定（工事に関する試験・研究・調査・測量・設計及び換地に係るもの）	設計金額 一億円以上	設計金額 五、〇〇〇万円以上	設計金額 五、〇〇〇万円未満	設計金額 一、〇〇〇万円以上	設計金額 一、〇〇〇万円未満	—	—	—
実施の決定（その他）	設計金額 一億円以上	設計金額 一、〇〇〇万円以上	設計金額 一億円未満	設計金額 一、〇〇〇万円未満	—	—	—	—

別表第一の五の表の工事請負費の部の工事変更の決定の項を削り、同表の注2中「変更及び」を削り、同表の注に次のように加える。

3 契約等の変更は、この表の決裁区分の例により、契約金額の減額を伴うときは変更前の金額に対応した決裁権者の、契約金額の増額を伴うときは変更後の金額に対応した決裁権者の決裁とする。

別表第一の六の表の委託料の部中

五、〇〇〇万円以上	五、〇〇〇万円未満
一、〇〇〇万円	を

一億円以上	以上	一、〇〇〇万円未満
一億円未満	一、〇〇〇万円未満	
全額	全額	

に改め、

同表の注2中「変更及び」を削り、同表の注中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 契約等の変更は、この表の決裁区分の例により、契約金額の減額を伴うときは変更前の金額に対応した決裁権者の、契約金額の増額を伴うときは変更後の金額に対応した決裁権者の決裁とする。

別表第二の一の表の一の項の地方機関の長の欄第二号及び第七号中「行なう」を「行う」に改め、同表の六の項の地方機関の長の欄第二十一号から第二十三号までを削り、第二十四号を第二十一号とし、同欄第二十五号中「審査会」を「大分県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同欄中同号を第二十二号とし、第二十六号を第二十三号とし、同欄第二十七号中「審査会」を「大分県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同号を同欄第二十四号とする。

別表第二の二の表の三の項中、「大分県当直規程を「当直規程」を削り、同項の地方機関の長の欄第九号及び第十号を削り、同項の課長の欄第一号から第三号までを削り、同表の六の項の課長の欄第五号及び支所分場等の長の欄第十号並びに十の項の課長の欄第一号中「行なう」を「行う」に改める。

別表第二の三の表のイの部の二の項の課長の欄第一号中「あて」を「宛て」に改め、同表の五の項のかい長の欄中第五十一号を削り、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号から第九十五号までを一号ずつ繰り上げ、第九十六号を削り、第九十七号を第九十五号とし、第九十八号から第百号までを二号ずつ繰り上げ、同表の六の項のかい長の欄第一号及び七の項のかい長の欄第五号中「行なう」を「行う」に改め、同表の八の項の課長の欄第一号中「在庫品」を削る。

別表第二の三の表の二の部の委託料の款に次のように加える。

実施の決定（工事に関する試験・研究・調査・測量・設計及び換地に係るもの）	設計金額 二、〇〇〇万円 未満	設計金額 一、〇〇〇万円 未満	否
実施の決定（その他）	設計金額 一、〇〇〇万円 未満	設計金額 一〇〇万円 未満	否

別表第二の三の表の二の部の工事請負費の款の工事変更の決定の項を削り、同部の注3中「変更及び」を削り、同部の注に次のように加える。

4 契約等の変更は、この表の決裁区分の例により、契約金額の減額を伴うときは変更前の金額に対応した決裁権者の、契約金額の増額を伴うときは変更後の金額に対応した決裁権者の決裁とする。

別表第二の三の表のホの部の注5中「変更及び」を削り、同部の注中10を11とし、6から9までを7から10までとし、5の次に次のように加える。

6 契約等の変更は、この表の決裁区分の例により、契約金額の減額を伴うときは変更前の金額に対応した決裁権者の、契約金額の増額を伴うときは変更後の金額に対応した決裁権者の決裁とする。

別表第二の四の表の一の項中「あて」を「宛て」に改める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県訓令甲第十一号

本 庁
 大 分 県 教 育 庁
 大分県人事委員会事務局
 大分県監査事務局
 大分県警察本部
 大分県労働委員会事務局
 大分県議会議事事務局
 大分県企業局
 大分県病院局
 委員会等の収入及び支出に関する事務等の決裁規程（昭和四十三年大分県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第五号中「第四条第一項」の下に「大分県労働委員会事務局組織規則（昭和三十一年大分県規則第三十九号）第四条第二項」を加える。

第五条第一項第五号中「調整審査課担当課長補佐」を「庶務担当の班総括」に改める。

第八条第一項の表の労働委員会事務局の部の調整審査課長の項中「課長補佐」を「庶務担当の班総括」に改める。

別表第一の一の項の知事の欄第一号中「行なつた」を「行つた」に改め、同表の四の項の班総括等の欄第一号中「あて」を「宛て」に改め、同表の七の項の警察本部長の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、同項の課長の欄中第九十九号を第百号とし、第五号から第九十八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 規則第十二条第二項の規定に基づき、契約者と協議し、契約の変更（金額の変更を伴わないものに限る。）又は履行の一時中止をすること。

別表第一の八の項の課長の欄第五号並びに同表の九の項の警務部長の欄第二号及び同項の課長の欄第六号中「行なう」を「行う」に改め、同表の十一の項の班総括の欄第一号中「在庫品」を削り、同表の十二の項の課長の欄第一号及び第二号中「行なう」を「行う」に改める。

別表第二の一の表の注2中「変更及び」を削り、同表の注中6を7とし、3から5までを4から6までとし、2の次に次のように加える。

3 契約等の変更は、この表の決裁区分の例により、契約金額の減額を伴うときは変更前の金額に対応した決裁権者の、契約金額の増額を伴うときは変更後の金額に対応した決裁権者の決裁とする。

別表第二の三の表の委託料の部に次のように加える。

実施の決定（工事に關する試験・研究・調査・測量・設計及び換地に係るもの）	—	—	設計金額 五、〇〇〇 万円以上	設計金額 五、〇〇〇 万円未満	—	—	—
--------------------------------------	---	---	-----------------------	-----------------------	---	---	---

平成二十八年四月一日

実施の決定（その他）	—	設計金額 一億円以上	設計金額 一、〇〇〇 万円以上 一億円未満	設計金額 一、〇〇〇 万円未満	—	—
------------	---	---------------	--------------------------------	-----------------------	---	---

別表第二の三の表の工事請負費の部の工事変更の決定の項を削り、同表の注2中「変更及び」を削り、同表の注に次のように加える。

3 契約等の変更は、この表の決裁区分の例により、契約金額の減額を伴うときは変更前の金額に対応した決裁権者の、契約金額の増額を伴うときは変更後の金額に対応した決裁権者の決裁とする。

別表第二の四の表の委託料の部中

—	五、〇〇〇万円 以上	五、〇〇〇万円 未満
一億円以上	一、〇〇〇万円 以上 一億円未満	一、〇〇〇万円 未満

を

—	—	全 額
—	—	全 額

に改め、

同表の注2中「変更及び」を削り、同表の注中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 契約等の変更は、この表の決裁区分の例により、契約金額の減額を伴うときは変更前の金額に対応した決裁権者の、契約金額の増額を伴うときは変更後の金額に対応した決裁権者の決裁とする。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

大分県報号外（訓令甲）